

令和2年度 第7回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和3年（2021年）3月25日（木）14時30分～17時

2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原罔彦（市民公募委員）、鈴木淳（大倉設備工業株式会社）、長坂祐司（東京地方税理士会鎌倉支部）、

オンライン参加：立川直（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、三宅十四日（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）、欠席委員：松山豊司（市民公募委員）

(2) 幹事及び担当課職員

樋田都市整備部長、保住都市整備部次長兼都市整備総務課長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課担当課長、野中下水道河川課担当課長、森田浄化センター所長、持田共創計画部次長兼企画計画課担当課長、吉田財政課長

(3) 事務局

都市整備総務課 岩崎課長補佐、山田担当係長

4 議題

(1) 諮問

(2) 下水道使用料の改定について

5 会議の概要

（会 長） 定刻となりましたので、令和2年度 第7回 鎌倉市下水道事業運営審議会を開会させていただきます。初めに、事務局から委員の出席状況等の報告を願います。

（事 務 局） まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日、鈴木委員が若干遅れるということで連絡が入っておりますが、このあと参加される予定となっております。松山委員は本日御欠席となります。審議会委員8名中、リモートを含めまして現在6名、うち2名の委員がリモートで出席いただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日の審議会は、感染予防対策のため傍聴者の募集を行っておりません。そのため本日の傍聴者はありません。

なお、本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続いて、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承知おきください。

続きまして、令和2年度第6回審議会の会議録について報告いたします。

議事録につきましては、予め委員の皆さまに会議録をお送りして内容を御確認いただいておりますが、ご意見等はございますでしょうか。

(特に意見なし)

(事務局) もし、御意見等がありましたら、後ほど事務局にお申し出ください。皆様からいただきました御意見等につきましては、事務局で作業を行った後、資料と合わせてホームページで公開させていただきます。続きまして本日の配付資料について、御確認願います。

本日の資料は、

資料1 議案第124号 令和3年度鎌倉市下水道事業会計予算

資料2 下水道使用料体系の変遷

資料3 令和元年度使用水量ランク別一覧

資料4 鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)のパブリックコメント

資料5 県内各市料金改定状況

の5種です。

また、参考資料として、

参考1 鎌倉市公共下水道経営戦略

参考2 鎌倉市公共下水道経営戦略 資料編

参考3 鎌倉市下水道条例

参考4 鎌倉市下水道条例施行規則

参考5 平成18年「下水道使用料の適正化について(答申)」

参考6 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

を綴じ込み置かせていただきました。

御確認をお願いいたします。

(事務局) ここまでで、何か御質問などはございますか。

(委員) 令和2年度第6回鎌倉市下水道事業運営審議会会議録(案)を了解しましたので御報告します。

(事務局) 続きまして「3報告 鎌倉市公共下水道経営戦略の策定について」を報告いたします。

(幹事) 「3報告 鎌倉市公共下水道経営戦略の策定について」を報告させていただきます。

令和3年2月2日に当審議会から鎌倉市長に答申をいただきました、「鎌倉市公共下水道経営戦略（素案）につきましては、令和3年3月23日に市長決裁を得て、お手元に配布いたしました「鎌倉市公共下水道経営戦略」として策定いたしましたので報告いたします。

素案からは若干の変更を行いました。1点目は、全体的にデザインの変更や写真の追加を行い、各ページの下段に用語の説明を追記しています。

2点目は52ページからの投資財政計画の概要版、54ページからの投資財政計画の詳細版の令和2年度欄は当初予算額を記載していましたが、決算見込額に変更しています。

3点目は61ページ以降に資料編として国からの通知や、策定マニュアル、当審議会での審議経過、いただいた答申文を追加しました。

今後は、当経営戦略を基に下水道事業を進めてまいります。

また、更に本日お手元に配布しました資料1をご覧ください。

こちらは、鎌倉市議会の議案集の抜粋で、1ページを見ていただきますと、令和3年度の予算書ですが、御審議いただいた投資財政計画を基に作成されており、令和3年3月19日に鎌倉市議会2月定例会において承認され、可決されたものです。

主な事業としましては、七里ガ浜浄化センターの修繕改築工事に向けた耐震診断業務委託や、緊急輸送路の污水管修繕改築工事に向けた実施計画業務委託を計上しています。

内容について説明いたします。

下水道事業会計予算には、減価償却費や長期前受金戻入など、現金の収入や支出を伴わない経費も計上しています。この現金の収支を伴わない経費を含め、予算書第3条及び第4条に計上した収入の総額は、100億286万1千円で、また支出の総額は、108億3,220万1千円となっています。

第3条収益的収支は、営業活動に伴う企業の収入として、第1款下水道事業収益は70億1,478万9千円で、下水道使用料や長期前受金戻入、他会計補助金などの経費を計上しました。

「1下水道使用料」は、25億3,553万5千円で、一般会計からの繰入金は、雨水処理負担金2億9,475万1千円及び他会計補助金9億7,500万3千円の計12億6,975万4千円となっています。

一方支出として、第1款下水道事業費用は、67億8,209万5千円で下水道使用料の賦課徴収などの経費、水洗化普及促進にかかる経費、職員給与費、排水施設及び終末処理施設の維持管理に要する経費などを計上しました。

次のページをご覧ください。

第4条資本的収入及び支出は、投資的経費の支出に充てるための収入として、第1款資本的収入は29億8,807万2千円で、下水道事業債や他会計補助金などを計上しました。

「1 一般会計からの繰入金」は、他会計補助金の 15 億 5,298 万 9 千円で、これにより、第 3 条予算の繰入金との合計額は、28 億 2,274 万 3 千円となります。

一方支出として、資本的支出は、40 億 5,010 万 6 千円で、管渠整備にかかる経費や、長期債の元金償還金などの経費を計上しました。

なお、資本的収支の収入から資本的支出を差し引いた収支が不足する 10 億 6,203 万 4 千円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分別額及び当年度利益剰余金処分別額で補填いたします。

また、資料の後半部に第 3 条及び第 4 条予算の事項別明細を添付しておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わりますが、市長への答申の際にお話しされたことなどについて会長から紹介いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) 2月2日、30分ほど市長にお時間をいただき、答申をお渡しする場を設けていただきました。私から経営戦略・答申の主な内容などについて、20分くらいお話を聞いていただきました。

最後に、下水道は大きな市民の財産であって、これからまた大きなお金がかかるところなので、まず体制をしっかりと作り、事業の計画をうまく作っていくことによって、コスト面で助かり、大事故も防げることから、体制作りもよろしく願いしますというお話をしました。

同席された委員にも一言ずつコメントをいただきました。

(委員) 資本取引と損益取引の区分の原則について、お話をさせていただきたい。

収支の未処分剰余金、企業であれば資本取引は投資などの取引による剰余金と混同しないという意味合いで、費用対効果という支出した費用がどうなっていくかについて、建設仮勘定の様々な経費の行先としての公共財産、公共事業の財産になっていくということを提案させていただきたい。

材料費、人件費の中でも直接と間接と分かれます。直接は直接紐づけられる材料費であれば直接材料費、紐づけられない場合はその他経費になるという製造原価基準というものです。

諸費用などは、直接紐づけられる経費であればその他経費として計上して、鎌倉市の下水道事業の財産となっていくシステムです。大切なのは、期末に資産評価がでてきます。そこで執行された予算との整合性が問われてきます。製造原価基準というものによる考え方です。

(幹事) 今後、経営戦略の執行状況は、年1回審議会場で御確認いただくことになっておりますので、その際に委員の御意見を参考にしながらそう

いった見方をしていきたいと考えています。

(事務局) ありがとうございます。報告につきましては以上です。

(会長) それでは、会議を進めていきます。
諮問について説明をお願いします。

(幹事) 諮問書をお渡します。

鎌倉市下水道事業運営審議会会長 堀江信之様、鎌倉市における下水道事業の運営について、次のとおり諮問いたします。

「1 下水道使用料の改定について」鎌倉市長松尾崇、本日市長が出席できませんが、よろしく願いいたします。

(幹事) それでは、今回の諮問について御説明させていただきます。

下水道使用料の改定の諮問にあたり、令和元年度から2年度にかけ当審議会においてご審議いただき、答申をいただきました「鎌倉市下水道事業経営戦略」につきまして、おかげさまをもちまして、令和3年3月23日付けで市長決裁が下り、正式に確定いたしました。改めてこの場をお借りし、市長に代わりましてお礼申し上げます。

さて、本日諮問させていただきます下水道使用料の改定につきましては、経営戦略を策定していただく過程で、本市の公共下水道は老朽化が進行しており、令和2年度に建設投資財政や財政需要の見通しを踏まえた結果、更新、老朽化対策費用が今後継続して多額となる見通しであり、一般会計からの繰入金で補填財源の不足分を補う経営が続くことが分かったところです。

また、今後経営戦略に沿って下水道事業を進めていくには大きな財政需要が見込まれる前に経営基盤を強化していく必要があります、一般財源で賄っている現在の不足額を解消するため、下水道使用料改定の必要性について御議論をいただき、下水道使用料の引き上げ自体はやむを得ないという御意見をいただき、令和5年、令和8年、令和11年の3回の料金改定のもとに経営戦略を策定していただきました。

本日は、1回目となります令和5年の下水道料金の改定に向け、下水道使用料の改定や、実施方法などについて、具体的な審議を行っていただきたく、改めて下水道使用料の改定について諮問させていただいたものです。

本日以降、令和3年度にかけまして御審議いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

(会長) ただいまの説明に御意見、御質問がございましたら、発言をお願いいたします。

(特に意見等なし)

(会長) 特段ないようですので、下水道使用料の改定について説明をお願いします。

(幹事) 「鎌倉市の下水道使用料体系について」説明させていただきます。

先ず、今回、諮問させていただいた「下水道使用料の改定について」の審議にあたりまして、鎌倉市のこれまでの下水道使用料体系の変遷などについて、本日お配りした資料に基づきまして御説明いたします。

資料2「下水道使用料体系の変遷」をご覧ください。

鎌倉市の下水道事業は、昭和47年(1972年)に供用開始し使用水量ランクを区分せず一律1m³当たり23円の単価となっていました。また、公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水につきましては、1m³当たり5円とし、供用開始以降も変更していません。

1回目の使用料改定は、供用開始から10年後の昭和57年(1982年)に実施し、使用水量ランクを3区分に分け、平均改定率135.4%としました。

2回目の改定は、2年後の昭和59年(1984年)に実施し、使用水量ランクを6区分に分け、平均改定率9.4%としました。

3回目の改定は、2回目の改定から11年後の平成7年(1995年)に実施し、使用料ランクを現行と同じ9区分に分け、平均改定率30.7%としました。

4回目の改定は、3年後の平成10年(1998年)に実施し、使用水量ランクの変更は3回目の改定以降は行わず、平均改定率20.1%としました。

5回目の改定は、3年後の平成13年(2001年)に実施し、平均改定率13.6%としました。この改定では、使用料収入による維持管理費の100%を達成しています。

6回目の改定は、6年後の平成19年(2007年)に実施し、平均改定率19.9%としました。この改定に際しては、下水道事業運営審議会から平成18年(2006年)10月10日付けで「下水道使用料の適正化について」の答申をいただいています。また、下水道使用料対象経費に資本費を算入することとしています。

7回目の改定は、5年後の平成24年(2012年)に実施し、平均改定率10.0%としました。この改定により平成24年度決算値において、資本費充当率44.95%を達成しています。

なお、使用水量区分の考え方については、一般的に3区分～9区分で運営することが妥当とされており、本市の9区分については、前運営審議会で「妥当である」というご意見をいただいているところです。

次に参考3「鎌倉市下水道条例」第12条をご覧ください。

鎌倉市の下水道使用料は、鎌倉市下水道条例第12条に1カ月当りの

汚水量を9区分に分け、それぞれの区分単価を規定しており、その単価は、表に記載されているとおりです。ただし、公衆浴場等については、区分はなく1カ月当りの汚水量1 m³当たり一律5円となっています。

次に資料3「令和元年度使用水量ランク別一覧」をご覧ください。

この表は、使用水量9区分及び公衆浴場等の点検件数及びその割合をまとめています。

この表から、本市の場合、2カ月当りの使用水量が60 m³以下の方が全体の約90%を占めており、そのうち30 m³以下の方で約54%と過半数を占めていることがわかります。このことから、現在、核家族化、一人暮らし世帯が増加し続けていることや節水機器の普及等が進んでいるものと考えています。また、大口の排水事業者が減り、小口の排水者が増加傾向にあります。今後、当審議会では使用水量9区分についての考え方と改定率16%についての考え方について御審議いただきたいと考えています。

続きまして、参考資料5の「平成18年10月10日付け下水道使用料の適正化について」(答申)をご覧ください。ここでの説明は答申に至るまでの下水道事業運営審議会での論点やその後の市議会での質問等について紹介します。

先ずは、平成18年(2006年)3月29日～平成18年(2006年)10月10日に開催された第3回から第7回下水道事業運営審議会で「下水道使用料の適正化について」の審議の主な論点は、鎌倉市の汚水処理原価が他の単独公共下水道に比べて高いことについての議論では、処理場が2箇所、ポンプ場が7箇所あるため経費がかかることを説明しています。

使用料収入で賄うべき経費の不足分を繰入金で賄っていることについて、下水道使用料が適正なのか議論していただいています。

使用料対象経費は、維持管理費だけでなく資本費を含めることについて、使用料で維持管理費の83.9%に充当しているが、今後資本費を増やす必要があることについて議論しています。

使用料改定の実施スパンについて、激変緩和措置や市民感覚への配慮などから、10年間に3回の改定を行うことを議論しております。

使用料の改定率や資本費算入率について、第1回目は20%の改定とし、目標の資本費算入率について50%にするとしています。

使用料体系の9区分について、現行の9区分や従量逡増性は、特に積極的に変える必要がなければ変更しないことを議論しています。

下水道事業の内容や効果等をPRすることについて、下水道事業の現状、効果などを市民に理解してもらう必要があることなどを審議し、平成18年の答申に至っています。

続きまして、市議会での質問等についてですが、平成18年12月の建

設常任委員会で「鎌倉市下水道事業運営審議会からの答申について」を報告しています。

委員からの主な質問は、汚水資本費 50%にするには今の使用料でどれくらいのアップが必要かとの質問に対し、今の 2 倍程度の値上げが必要と回答しています。

今回、2 割上げると資本費充当率は何%になるかとの質問に、使用料を 20%改定すると概ね 14%の資本費充当率になると回答しています。

次に値上げする時期はいつ頃かという質問では、答申から 10 年以内で 50%にもっていくよう 3 年ごとくらいで進めていきたいと回答しています。

また、同日同委員会に議案として「鎌倉市下水道条例の一部を改正する 条例の制定について」を御審議していただきましたが、質問はありませんでした。

次に、平成 23 年 12 月の建設常任委員会では、平成 18 年に下水道事業運営審議会からいただいた答申のもと、2 回目の下水道使用料の改定を行うため、議案として「鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を御審議していただきました。

その時の委員からの主な質問は、使用料を約 10%改定すると、資本費は何%になるか、に対しては、資本費の 30%になると回答しています。経済状況を考え公費と私費の割合を半々にする基本的な考え方を見直す必要があるとの質問に対しては、国土交通省の下水道財政研究会の報告では、負担すべき経費は基本的には全額となっていますが、審議会では、公費と私費の半分ずつとする答申をいただいていると回答しています。

次に、令和 3 年 2 月建設常任委員会における鎌倉市下水道事業における経営戦略の策定について報告しています。

委員の主な質問につきましては、「改定というが値上げではないか。」、という質問に、「審議会からの答申により令和 5 年度に 16%程度の改定率、令和 8 年は 10%程度、令和 11 年度に 12%程度と答申をいただいている。」ことを回答しています。

また、「コロナ禍で収入が減って大変な家庭もあるので、低所得者には配慮が必要である。」との意見がありました。以上が市議会での質問等となっています。

次に、平成 19 年度と平成 24 年度に使用料改定の市民の反応について説明いたします。

平成 19 年度の改定時には、市民からの問い合わせが約 250 件ありました。主な意見としては、「だれがどのように決めたのか。」、「もっと市民に分かるようにすべき。」、「現在の経済情勢では 20%アップは高すぎ

る。」「他市と比較してどうか。」でした。

また、平成24年度の改定時に市民からの問い合わせ件数は62件あり、主な意見としましては、「10%は高すぎる。」「今の使用水量でいくらになるのか。改定理由は。」などでした。これらの問い合わせに対しまして、下水道の役割、本市の下水道の現状を説明し、理解を求めています。

次に資料4「鎌倉市下水道経営戦略（素案）パブリックコメントに対する意見」をご覧ください。

意見の1つ目は、「鎌倉市内に住民票を置く市民と、市民以外が利用する住宅の水道使用量、基本料金に差をつけることも検討されるべきと考えます。」。2つ目の意見は、「少子高齢化で一人住まいが増加しましょうから、使用料の少ない家庭からも料金を取るような基本料金値上げには反対します。」というものでした。

パブリックコメントでの市からの回答は、「審議の際の参考にさせていただく」というものでしたので、改めて、この審議会において委員の皆様の見解をいただければと考えております。

続きまして、資料5「県内各市料金改定状況」をご覧ください。

この表は、県内の17市の直近の使用料改定実施日及び改定率などをまとめたものです。各市の改定状況を見ますと、綾瀬市が令和元年7月に10%の改定を実施し、令和元年6月に経営戦略を策定し、令和2年4月に地方公営企業法を適用しています。令和5年度に再度改定を検討していることから、経営戦略を基本として下水道経営を目指していることが伺え知れます。

また、横須賀市は平成26年度に、今回、本市が考えている16%の改定率に近い17%の改定を行っています。

最後になりますが、本日、委員の皆様にお配りした「鎌倉市公共下水道経営戦略」の51ページ「経費回収率の向上に向けたロードマップ」をご覧ください。

参考資料4、令和2年7月21日付け国水下企第34号で国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長より「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」が通知され、これを受けて翌日の令和2年7月22日付けで、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官より「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項が示されました。

ここには、経営戦略を踏まえた投資及び財源における業績目標を設定し、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定すること等を「社会資本基盤総合交付金」の交付要件とした旨が記載されています。

具体的には、ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。令

和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/㎡未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

これらに該当する場合は、汚水処理に関する事業について、社会資本基盤総合交付金の重点配分の対象にしないと記載されていますので、これらの点も踏まえたうえで、下水道使用料の改定について御審議いただければと思います。

以上、本日、審議会に新たに諮問させていただきました「下水道使用料の改定」の御審議にあたり、下水道使用料の現状などを説明させていただきました。これから、当審議会において下水道使用料の改定について御審議いただくこととなりますが、鎌倉市下水道経営戦略策定における下水道使用料の検討に際しては複数のパターンで検討を行い、その結果10年間に3回の改定を行うこと、市民の負担感を抑えながら赤字を解消し次期に備えることが可能である案を採用しています。また、令和3年2月の答申では、「下水道使用料の適正化において今後の使用料の検討にあたっては、経営戦略の審議過程を踏まえつつ、一般会計からの繰入金とのバランスに十分検討を行い、市民の理解を得つつ進めていただきたい」とのことでした。

以上のことから、今回の諮問に際し経営戦略で御審議していただいたとおり、10年間で段階的に3回、3年ごとに使用料改定を行うこととし、まずは令和5年に総務省の示す下水道使用料の最低限を目安に、1箇所あたり1㎡150円、改定率約16%、汚水量区分や改定率について御審議をお願いしたいと思っています。

なお、本日は、パブリックコメントに対する意見や対応についてなど、御審議をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

(会長) ただいまのご説明では、本日は、前回の経営戦略の策定時に実施しましたパブリックコメントへの意見、下水道使用料の区分、改定率の考え方、こういった点が審議の中心となりますけれども、まず、パブリックコメントについて説明がありましたが、御質問等がありますか。

(会長) もし分かれば、1番目の方で、住民票を置く市民と市民以外に差をとというのは、具体的に考えられることがあれば教えていただけますか。

(幹事) 鎌倉市では、市民と市民以外を分けるという考えは今のところありません。おっしゃっていることは、地方によっては、別荘として利用しているかたについて、通常住んでいるかたとは区別して料金を徴収しているという考え方は一部あるようです。このようなことから、鎌倉市でも同様な扱いができればということではないかと思います。

- (委員) 1と2のところに基本料金が出てきますが、年に何回も利用しないようなところでも、基本料金の定めがあると使用料は払うこととなります。例えば冬場、全く利用されない山荘の使用水量は0です。それでも、基本料金だけは2千円か3千円払うこととなります。意見2では、そのような取り扱いをしないように、1では、別荘のようなところでは0でも料金をとったらどうかというような意見かと思いますが。
- (幹事) 今の御意見ですが、住んでいる方と住んでいない方を区別しようとする意図があって、こういった御意見が出ているのではないかと思います。他市の事例で水道料金だったと思いますが、裁判になった事例があったと聞いています。ある程度応分の負担をしていただくということが根底にあると思います。
- (委員) 審議会の参考3の下水道条例第12条のところに、1月あたりの汚水量8 m³までの分776円というのは、0 m³でも776円ということですか。
- (幹事) そのとおりです。
- (委員) 御意見の2、一人住まいの方がどんどん増えているということですね。割合として、鎌倉市では使用量が少ないからといって基本料金を値上げしないとか、止めたほうがいいのではと思います。
- (幹事) 委員のおっしゃるとおり、資料3で、水量ごとの割合が出ています。使用水量が少ないほどどちらかというと割合が大きくなっています。下水道使用量自体、下水道を使う方に負担していただく受益者負担になりますので、多い少ないに関わらず負担していただくということで、そこだけ改定しないというわけにはいかないと考えています。
- (委員) 意見2のところ、一人住まいの若い人や独居老人をイメージします。一人住まいの若い人は増えているのかどうか、分かりましたら教えてください。若い人たちが水をどう使うか、実態をわかる範囲で調べ、きめ細かな議論をしたり対策を立てて必要な費用を捻出していくことがこれからは必要になると思いました。
- (幹事) 世帯の数について、企画計画課からお答えします。2015年に単独世帯が21,393世帯あります。動向を見ていきますと、推計ですが、2020年で21,423世帯、2025年で21,447世帯、そこからだんだん少なくなっていく見込みです。そのうち65歳以上の高齢の方の世帯についても2015年が9,320世帯、2020年が9,733世帯、2060年10,249世帯、高齢者世帯は増え続けますが、それ以外は若干減少傾向を想定しています。

(事務局) 会議開会から1時間を経過しましたので、換気のため、ここで1回休憩をいたします。

(ここで委員1名が退出)

(会長) 引き続き会議を再開します。

質問等がありますか。

なければ、私から御紹介ですが、前回審議会で議論された平成24年から8年ほど経過した間に、社会状況を見ますと人口減少を念頭にこの先のことを考えないといけないと思います。

下水道に関しても、国交省で今後の改築更新がある中で下水道事業の経営が厳しくなると、検討会を作って議論された報告書が出ました。報告概要版から論点をピックアップしてみたのでお配りします。

まず「下水道を取り巻く現状」については、老朽化で管理費、更新費が伸びる。有収水量は減少していく。職員は大幅に6割まで減少した。全国事業体の4分の3で使用料が処理原価割れしているという現状です。

次に「収支構造に関する主な課題」では、収支の見直しの必要性の認識、確認ができていない。収支均衡の見通しが多くのところで立っていない。費用構造に比べて使用料収入に占める基本使用料の水準が低くなっている。このまま人口減少していくとサービスの維持が困難になる。そこに付いているグラフの支出を見ると、下水道は典型的な施設サービスで、固定費が92%、変動費は7.6%しかありません。1回造れば使う人が減っていても費用自体は減らないという構造です。そういう意味では、これから将来をにらんでどう造っていくかが大事だと言えます。それに対して収入構造は、基本料金部分は3割しかなく7割は従量部分で、これでサービスが維持していけるかという問題提起です。これを議論すべき課題としています。

3番目として「今後目指すべき方向性と支援」では、1点目が「経営状況の見える化・住民理解の促進」で、下水道の役割や効果を積極的に広報しようというあり、今回の市の戦略でも触れています。収支構造の妥当性をうまく説明するようという指摘で、市では今回企業会計にして見えるようになったので、これを市民のみなさんにどう分かりやすく理解してもらうかが課題です。それをもとに、どういう収支構造にするのが妥当かを市民のみなさんに説明していくことです。

2点目が「経営努力の徹底」で、使用料を上げる必要があるということであれば、コストダウンが対になる。新技術とか、使っていない資源があれば使って社会貢献しながら収支改善できないか考えるということです。

3点目が「中長期的な観点からの見直し」で、経営健全化するサイクルをきっちり回るように構築しなさいということ。二部使用料制の団体

は多いと思いますが、水道の給水口径別基本料金制度も参考として、斬進的に基本使用料割合の向上を図ると書いています。

最後その他は、「清掃等原因者負担」で、例えば、中華料理屋さんの多い地区とか油の排出が多くて管が詰まって清掃が大変という市もあります。

全国的には、こういった点が論点としてあがっています。

ちなみに水道は、家を建てるときに水道のパイプを何ミリで引いてくるかで、基本料金が決まっています。下水道管は、最小口径が大きく、口径そのものは使いづらと思います。

私の感じたことは、パブコメの中でまず、住民票を置く市民と差をつけるとありますが、具体手法がなかなか思いつかない、明らかに別荘地が分離して存在すれば、そこだけ別料金はあり得るかもしれませんが。

2番目として、一人住まいのところは上げないでという気持ちは分かりますが、今後の破綻を防ぐという観点から、一定のものは負担していただくのが、全国での検討の流れかと思います。

(委員) 資料5に近隣市町村の料金改定状況が出ています。ここに出ている自治体の基本料金の資料を、次回までに用意してください。

(幹事) 今の資料については、各市の基本料金を確認し、次回の審議会に提示します。先ほどお話のありました基本料金だけで2千いくらとありましたが、おそらく2箇月分の水道料金を含めた額ではないかと思います。鎌倉市の下水道の基本料金だけで考えますと、2箇月で1,707円、1箇月あたり853円となっています。鎌倉市では、下水道と上水を一括徴収していますので、支払いは合わせてとなっています。

(会長) 近隣とかで区分関係を見直した事例はありますか。

(幹事) 現状は把握していますが、料金改定に伴って変えたというところの情報までは得ていません。次回までにできる範囲で確認したいと思います。

(会長) 時代背景を考えると、昭和は人口が増えて水使用量も増え続け、水資源が足りない、ダムを造るのが難しいという議論があって、節水キャンペーンを大きくやって使用水量増加を減らそうとした時代でした。料金区分を細かくして、たくさん使う人は同じ1トンでも少ない人の何倍払えと料金カーブをきつくした時代です。最近になると人口は減り始め、節水がかなり進んで、水余りの地域も一部でています。節水を進めるための料金体系は必要性が減ってきたかと思います。逆にこのまま収入が年率1%、2%と減り続けると大変ということで、みんなでお風呂に入ろうキャンペーンとか、水を使ってもらおうという団体もあります。インフラ設備産業ですから、造るときに大きな借金をせざるをえず、更

新すればスケールダウンできますが、更新もままならず、返済中に使用水量が減り続ければどこかで破綻するということになります。市民のみなさんに納得していただけるようにしていかなければならないところです。

料金カーブについて議論した自治体があるか、分かれば教えてください。

(幹事) 今日のところ資料はありませんので、確認して次回提示できればと思います。

(幹事) コロナ禍にあって、テレワーク、在宅勤務、実際に令和元年度に比べると使用量は増えてきている傾向にあります。果たして令和5年の改定まで続くか、これから生活様式も変わってきて、会社も都心に置かなくてもいいとか、通勤形態も変わりつつあるので、過渡期であると思います。

そこをどのように令和5年の改定のとときに考えるか議論していただいたほうがよろしいかと思います。その議論なしに改定したのかということにもつながります。一方で、資料3にありますように、使用水量を見ていきますと60 m³以下が9割になっていくということと、横浜市が水道料金を改定するというところで、横浜市では上水、下水を一緒に扱っていますので、下水道の料金も区分の中に入れ込んだものを配られているのを見ますと、鎌倉市との違いは大口が多いということと、このウェイトが小口を賄っている部分があるということが見えます。本市の場合大口が出てしまっていて、今まで大口が担っていた部分をどこで担わなければならないかということになりますと、必然的に世帯数の多いところで賄っていただくということがバランス的に見えてきますが、それが良いのかそういった点についても御議論をしていただければと思います。パラメーターが多くてどこを基軸にして議論するかということがなかなか見えにくく、会長から資料をいただきましたので、これも踏まえたかたちで、どんな評価軸といいますか、ものを据えたなかで御議論いただければと、そこについても御意見をいただければ、次回参考にさせていただき、議論の材料を作らなければならないと思いますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

(委員) 資生堂がなくなりました。資生堂が払っていた時代のデータがあると思います。可能な範囲でいいですが、マンションなど再開後の料金と比べてどの位下水道使用料収入が減っているか、一般市民に説明するときの材料になるのではないのでしょうか。

(幹事) 個人情報関係で、特定の事業所等の水量をお示しすることはできません。これまでの大口とか、全体的なデータをお示ししながら、どのよ

うな経過、傾向になっているかお示しできればと思います。

(会 長) 議論するときの論点はどのようなことがあるか、視点とといいますか、これを整理しながら、データとして集められるものは何があるか、事務局に調べていただきながら、次回進められればと思います。

諮問文と、料金関係の条例を一枚にまとめたものをみなさんに配布ください。

(事務局) 諮問文はお配りしました。

(会 長) ほかになければ、次第4「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本審議会の本日以降の大まかなスケジュールについて説明させていただきます。

(幹 事) 今後のスケジュールにつきまして、第1回の審議会を令和3年5月、第2回の審議会を令和3年7月、第3回を令和3年9月頃を予定しています。令和3年10月から11月に答申をいただけるように進めたいと考えております。

また、その後のスケジュールといたしまして、令和3年12月の市議会定例会建設常任委員会には答申の報告ができればと考えています。また、令和4年6月定例会に下水道条例の一部改正に関する議案を提案し、可決しましたら、7月から下水道条例の規則などの改正、下水道使用料改定の周知、料金システムの改修などを進めながら、令和5年4月1日の下水道使用料の改定を目指していきたいと考えています。

(会 長) 今の説明に御質問はありますか。

(特に質問等なし)

(会 長) 次回の審議会について、事務局からお願いします。

(事務局) 次回の日程調整をさせていただきます。

資料をお配りいたします。

令和3年度 第1回 鎌倉市下水道事業運営審議会につきましては、先ほどの今後のスケジュールの中でお話させていただきましたとおり、ここ山崎浄化センター管理棟1階会議室で令和3年5月に開催させていただきたく、日程の調整をお願いいたします。候補日として5月27日木曜日、または5月28日金曜日の午後2時30分から開催させていただこうと考えております。

日程の御確認をお願いいたします。

それでは、令和3年度第1回審議会は5月27日（木曜日）午後2時30分から開催させていただきます。委員の皆様には、開催日が近づきましたら、事務局から改めて御案内させていただきます。

続きまして、令和3年度 第2回 鎌倉市下水道事業運営審議会につきましては、先ほどの説明のとおり、令和3年7月15日木曜日または7月16日金曜日のいずれか、時間は午後2時30分から山崎浄化センター管理棟1階会議室で開催させていただこうと考えておりますが、本日調整を行うか、それとも次回審議会の際に、改めて調整させていただきますでしょうか。

～特に意見なし～

それでは、令和3年度第2回審議会は7月15日（木曜日）午後2時30分から開催させていただきます。

日程調整は以上です。

（幹 事） 本日は長時間にわたり御審議ありがとうございました。

今年度の審議会は本日が最後となります。令和元年11月に新たな体制で審議会を設置いたしまして、本日を入れてこれまで10回にわたり御審議をいただき、下水道使用料減免制度の見直しと、公共下水道経営戦略の策定について諮問させていただきました。答申をいただきました。

この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日、新たに下水道使用料の改定について諮問させていただきましたが、令和3年度内に答申をいただけるよう、事務局一同取り組んでまいりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

最後になりますが、4月1日の機構改革におきまして新たな体制のもと今後、下水道事業に取り組むこととなります。また、人事異動により新体制で当審議会を運営していくこととなります。

引き続きよろしくをお願いいたします。

（会 長） 以上をもちまして、本日の鎌倉市下水道事業運営審議会は終了いたします。お疲れさまでした。